

第8期介護保険事業計画の取り組み

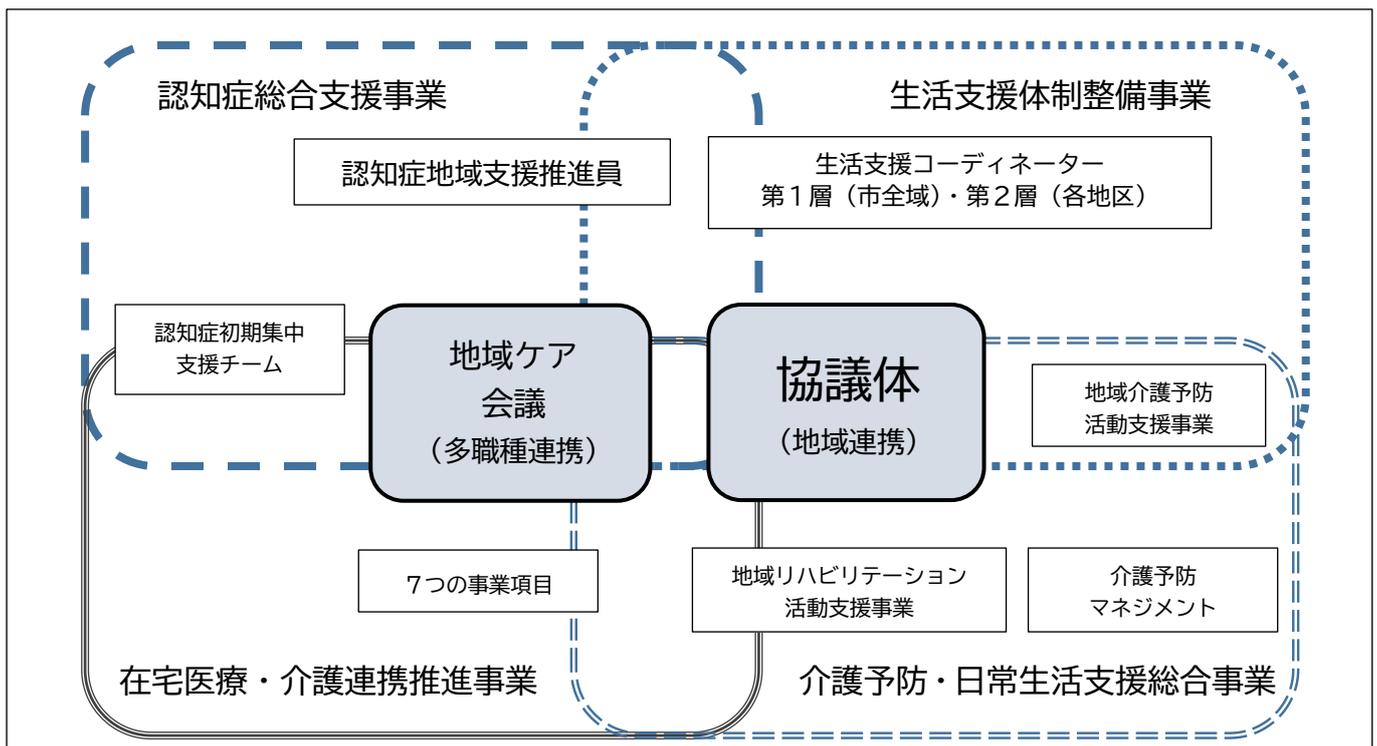
1 第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の基本的な考え方

第8期計画では、2040(令和22)年を見据えた介護保険制度の持続的な運営を図りつつ、次の重点事業に取り組むことで、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

本市の重点的な取り組み

① 地域活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が地域の課題について話し合える場の創出 ⇒<u>第2層協議体の開催(R3～)</u> ・レインボーネット等を活用した地域資源の可視化
② 介護予防事業の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・健康づくりに対する高齢者の関心が高まっている ⇒<u>げんき大学卒業生の活動の場(新聞部発足)(R3～)</u> ・理学療法士等の助言に基づく効果的な運動の促進 ⇒<u>リハ職の派遣(R3～)</u>
③ 認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発・通いの場の充実 ⇒<u>在宅医療・介護連携推進事業の再編(R4～)</u> ・認知症サポーターの活用 ⇒<u>認知症サポーター養成講座の実施(小学校・民生委員向け)</u>
④ 介護保険事業の円滑な運営に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な介護サービス・過剰な支給の削減、介護給付費の適正化
⑤ ひとり暮らし高齢者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者等による見守り活動の促進 ・緊急時の迅速・的確な対応を行うための連絡体制の確保
⑥ 高齢者の権利擁護の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待・消費者被害防止、認知症高齢者等への対応に関する専門的・継続的な支援 ⇒<u>成年後見センター準備委員会の開催(R4～)</u>

各事業の連動性



2 令和4年度予算における主な変更点

(1) 地域包括支援センターの2拠点化

令和4年6月に高齢者の相談から対応まで行う地域包括ケアシステムを担う機関として、西枇杷島地区にある「にしびさわやかプラザ」に地域包括支援センターを1カ所増設し、2拠点化によるセンター機能の強化を図ります。

なお、地域包括支援センター運營業務については、2カ所とも社会福祉法人清須市社会福祉協議会に運營業務を委託し、令和4年6月からは「清須市地域包括支援センター」（清洲総合福祉センター）は「清洲・春日」の2圏域、「清須市地域包括支援センターさわやか」（にしびさわやかプラザ）は「西枇杷島・新川」の2圏域を担当圏域として地域の身近な存在となるよう包括支援事業の充実を図ります。

令和4年6月以降の高齢者相談窓口

名称（所在地）	地区	住所地
清須市地域包括支援センター 〔一場古城604番地15〕 〔清洲総合福祉センター内〕	清洲	清洲、西田中、朝日、一場、西市場、廻間、土田、上条、新清洲、花水木、大嶋
	春日	春日全域
清須市地域包括支援センター さわやか 〔西枇杷島町住吉1番地1〕 〔にしびさわやかプラザ内〕	西枇杷島	西枇杷島町全域、枇杷島駅前東
	新川	土器野、上河原、中河原、下河原、須ヶ口、須ヶ口駅前、萩野、桃栄、西堀江、阿原、西須ヶ口、東須ヶ口、寺野、助七、東外町、鍋片

(2) 生活支援コーディネーターの増員

第8期介護保険事業計画では、日常生活圏域を市内全域の1圏域から4圏域とし、地域課題の把握・共有ができる適切な範囲を定め、地域特性や資源等を有効活用し、問題の解決に取り組む「地域づくり」を促進させています。

令和4年度からは生活支援コーディネーターを1名（専任）から3名（兼務）に増員することで地域包括支援センターの2拠点化に則した生活支援体制整備事業に再編します。

第7期計画から8期計画の変更点

項目	第7期	第8期（令和3～5年度）
日常生活圏域数 （設置圏域）	1圏域 （市内全域）	⇒ 〈令和3年度～〉4圏域 ①清洲②春日③西枇④新川
地域包括支援センター数 （担当圏域）	1カ所 （市内全域）	⇒ 〈令和4年度～〉2カ所 ①清洲・春日②西枇・新川
生活支援体制整備事業 （生活支援コーディネーター数）	1人 （市内全域）	⇒ 〈令和4年度～〉3人 ① 第1層（市内全域） ② 第2層（西枇・新川） ③ 第2層（清洲・春日）